

幹事学会及び役員候補者選出規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人男女共同参画学協会連絡会（以下「本連絡会」という）の役員候補者の選出に関する事項を定める。

(幹事学会)

第2条 幹事学会は、運営委員会において正式加盟学協会会員から選任する。

2 幹事学会の任期は、11月1日から翌年10月31日までの1年間とする。

3 幹事学会は、前項の任期期間中の属する会計年度の決算書案及び事業報告書案を作成する。

4 幹事学会は、第2項の任期期間中に開催される総会の出欠、委任状、会場予約と当日の設営を担当する。

(役員候補者)

第3条 本連絡会の役員候補者として、次回の幹事学会から理事候補者を3名以上選出するものとする。

2 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数は、理事の総数の3分の1以下とする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、総会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人男女共同参画学協会連絡会としての登記の日から適用する。